

「消防救急無線のデジタル方式への移行過程における広域応援時の通信手段確保
に関する検討会」の議事の公開及び議事録の取扱いについて（案）

1. 会議について

検討会の会議は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合、委員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合、その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。

また、検討会の出席者は、非公開の会議において知り得た情報で、当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあるものについては、検討会の出席者、及び、座長が特に認めた者以外に漏洩してはならないものとする。

2. 会議で使用した資料について

（1）取扱い

本検討会の会議で使用した資料については、原則として公開とする。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあるもの、非公開の会議で使用したもの、その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。

（2）公開の方法

一般のアクセスが可能な総務省消防庁のホームページに掲載し、公開する。

3. 議事概要について

（1）取扱い

本検討会の会議については、原則として、議事概要を作成し、公開する。

ただし、議事概要を公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は、議事概要の該当部分を削除した上で公開することができる。

（2）公開の方法

一般のアクセスが可能な総務省消防庁のホームページに掲載し、公開する。